

# 中土佐町農業委員会 会議事録

## (令和4年度第5回 総会)

1. 開催日時： 令和4年8月30日(火) 午後1時30分 ~ 午後2時00分  
その他を含めると午後2時10分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：

農業委員

役職・番号	名前	出席	欠席
会長	西岡 英男		○
会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
2番	岩本 隼夫	○	
3番	下元 和恵	○	
4番	政岡 富生	○	
5番	政岡 直文	○	
6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員 1番	有澤 明男	○	
2番	岩崎 憲二	○	
3番	黒原 美一	○	
4番	下元 勲	○	
5番	田上 敦之	○	
6番	野村 正幸	○	
7番	正岡 裕二	○	
8番	山本 孝志	○	
	合計	14人	1人

4. 議事日程：  
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）  
第2号議案 農用地利用集積計画の作成について（1件）  
その他1 地区委員からの報告及び提案等  
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 正明  
事務局(書記) 小松 舞

6. 議事参与の制限：

該当無し

- 議長（職務代理） 本日は西岡会長が欠席しております。代理で私が進行させていただきますのでよろしくお願い致します。
- 議長 それでは令和4年度の第5回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思致します。
- 議長 出席委員は15名中14名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということですので指名をさせて頂きます。2番、岩本隼夫委員さん。3番、下元 和恵委員さん。よろしくお願い致します。
- 議長 第1号議案1「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の山本 孝志委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 山本 孝志委員 はい、申請地は管理されており、問題はないと思致します。
- 議長 これより質疑に入りたいと思致します。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思致します。
- 議長 採決を致します。第1号議案1、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1号議案1は許可されました。
- 議長 続きまして第1号議案2と3「農地法第3条の規定による許可申請」については関連がありますので、まとめて審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の山本 孝志委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 山本 孝志委員 はい、申請地は現在耕作されていませんが、管理はされており、いつでも耕作できるような状態です。特に問題ないと思致します。

- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。  
ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。
- 議長 採決を致します。第1号議案2と3、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1号議案2と3は許可されました。
- 議長 続きまして第1号議案4「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の山本 孝志委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 山本 孝志委員 はい、申請地はきちんと管理されており、特に問題ないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。  
ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。
- 議長 採決を致します。第1号議案4、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1号議案4は許可されました。
- 議長 続きまして第2号議案「農用地利用集積計画の作成」についてです。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている以上です。

- 議長 説明が終わりました。現地確認の政岡 直文委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 政岡 直文委員 借受人は労力の分散ということで違う作目を作るようです。問題はないと思います。
- 議長 これより質疑を始めます。質疑御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。
- 議長 採決を致します。第2号議案「農用地利用集積計画の作成」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第2号議案は許可されました。
- 議長 以上をもちまして、令和4年度第3回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員	
署名欄	

その他 1	<b>地区委員からの報告及び提案等</b>
	特になし
その他 2	<b>事務局からの諸連絡等</b>
	活動記録簿について
	来月の総会日程の確認

## 農地法第3条許可申請 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第5回 総会	第 1-1 号	令和4年8月17日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

## 4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は300日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は10,034㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員： 山本 孝志委員

作成： 事務局 小松 舞

## 農地法第3条許可申請 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第5回 総会	第 1-2 号	令和4年8月17日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

## 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は75日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は894㎡であるが、6,727㎡の農地も購入予定のため1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 <ul style="list-style-type: none"><li>農地の面的利用の分断</li><li>他の農業者の水利の阻害</li><li>地域の営農体系の阻害</li><li>共同防除等の支障</li><li>極端な借賃による借賃市場の暴騰</li></ul>

担当委員： 山本 孝志委員

作成： 事務局 小松 舞

## 農地法第3条許可申請 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第5回 総会	第 1-3 号	令和4年8月17日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

## 4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は75日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は6,727㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員： 山本 孝志委員

作成： 事務局 小松 舞

## 農地法第3条許可申請 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第5回 総会	第 1-4 号	令和4年8月17日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

## 4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は150日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は16,656㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員： 山本 孝志委員

作成： 事務局 小松 舞

# 農用地利用集積計画 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸し手	貸付人		
借り手	借受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

	上程する総会	議案番号	調査日
	令和4年度第5回 総会	第 2 号	令和2年8月17日
総評	農業経営基盤強化促進法第18条第3項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号における許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
基本構想 第4の(1) 利用権の 設定等を 受ける者 の(受け た後にお いて)備 えるべき 要件	①効率的に利用 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてを効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うと認められるか。	該当する 保有機械、従事日数、農作業に従事す る家族等の状況より、効率的利用がで きるものと考えられる。
	②農作業に60日以上従事 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に6 0日以上、従事すると認められるか。 (認められない場合は、解除条 件を付けられる)	該当する 300日とされており、適正である。
	③自立意欲と能力 農業によって自立しようとする意欲と能 力を有すると認められるか。	該当する 農業専従者として自立の意欲と能力が 認められる。
	④農業従事年齢 農業経営に主たる農業従事者に青壮年 (16～60歳)の者がいるか。	該当する 借り手は、48歳であり、適正である
	⑤地域の役割分担、継続的か つ安定的な農業経営 地域の農業における他の農業者との適切 な役割分担の下に継続的かつ安定的に農 業経営を行うと見込まれること。 (解除条件付きの場合、特に注 意して確認)	該当する 共同利用施設等、地域における役割分 担を担う計画があり、権利取得によ り、地域への農業の影響も考慮され、 安定的な農業経営が込まれると考えら れる。
基本構想 第4の (2)利用 権の設定 等の内容	①存続期間 3年(農業者年金等は10年)ただし、 栽培を予定する作目により、3年と異な る存続期間でも良い。	該当する 4年6ヶ月とされており、適正と認め られる。
	②借賃の算定基準 農地法第52条の賃借料情報等を考慮 し、当該農地の生産条件等を勘案して算 定されているか。物納の場合も同様。	該当する 問題なし。
	③借賃の支払方法	該当する 支払いが計画され、適正である。

担当委員：	政岡 直文委員
作成：	事務局 小松 舞